

落とし物をされた方へ

遺失者



遺失物にキャッシュカード、クレジットカード、携帯電話等が含まれる場合、発行元や携帯電話会社に連絡し、利用停止等の手続きを行って下さい。

警察

○帰国する場合は、帰国後も連絡を取ることのできる電話番号やメールアドレスを記入して下さい。
○日本国内に受取りの代理や警察と連絡することが可能な人がいる場合は、その人の氏名、連絡先も記入して下さい。

路上で遺失した場合

見つからない場合

施設内で遺失した場合

施設に問合せ

見つからない場合

警察署、交番等で
遺失届出書の作成

○遺失届出書は、遺失者の申告事項を記載して受理するもので、遺失した事実を証明するものではありません。
○遺失届出書に記載された物件の拾得があった場合には遺失者に連絡しますが、遺失届出書に基づいて、調査や捜索を行うものではありません。

警察から
遺失者に連絡

遺失物
発見！

○拾得者から請求があった場合には、報労金（物件の価値の5%～20%）及び物件の保管等に要した費用を支払う必要があります。
○報労金については、警察は関与しないので拾得者と話し合ってください。

遺失物が届けられた警察署で受取（原則）

※送付による受取を希望する場合、「物件送付依頼書」及び「受領書」を予め作成し、送料（全て自己負担）とともに警察署に提出して下さい。
※代理人への返還を希望する場合、委任状と身分確認書類を代理人に持参させて下さい。

警察で物件を3か月保管し、遺失者を探すために公告や関係機関等への照会調査等を行います。
※傘、衣類等は、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しない場合、売却又は処分される場合があります。

落とし物を拾った方へ

拾得者



路上で拾得
した場合

施設内で
拾得した場合

警察署、交番等に提
出

(7日以内に提出しないと拾得
者の権利がなくなります。)

施設の管理者に提出

(24時間以内に提出しないと拾
得者の権利がなくなります。)

警察



拾得物件
預り書

帰国する場合は、帰国後
も連絡を取ることであり
ける電話番号やメールアド
レスを教えてください。

「拾得物件預り書」は、
警察で物件を受領した際
に、拾得者に交付されま
す。
物件の所有権を取得した
後で、当該物件を受け取
る時に必要となるので大
切に保管して下さい。

拾得者の権利

① 遺失者に報労金を請求する権利

遺失者が判明した場合、物件の価値の5%~20%の報労金を遺失者に請求できます(施設内での拾得の場合、2.5%~10%)。

② 3ヶ月以内に遺失者が判明しない場合、物件を受け取る権利

3ヶ月以内に遺失者が判明せず、物件の受取を希望する場合、拾得物件預り書に記載の引取り期間(2か月間)以内に、警察署に受取に来て下さい。(警察において保管に要した費用を負担していただく場合があります。)

送付による受取を希望する場合、「物件送付依頼書」及び「受領書」をあらかじめ作成し、送料(全て自己負担)とともに警察署に提出して下さい。

※法令により所持が禁止されている物、クレジットカードや携帯電話等個人の情報が記載されている物件の所有権を取得することはできません。

③ 物件の提出、保管に要した費用を請求する権利

遺失者に物件の提出、保管に要した費用を請求できます。

・上記の権利のいずれかを選択して主張すること又は全ての権利を放棄することができます。

・①及び③の場合、遺失者に拾得者の名前と住所を教えます。

・報労金、費用について、警察は関与しないので、遺失者と話し合って決めて下さい。

・①及び③は、遺失者に物件が返還されて1ヶ月経過すると請求できなくなります。

施設の管理者
が警察に提出

警察から返還の連絡
がなく、3か月経過

拾得者が
所有権を
取得

遺失者が
判明しない場合

遺失者に
返還

遺失者が
判明した場合

遺失者に物件を返還する場
合は、警察からその旨を拾
得者に連絡します。

警察で物件を3か月保
管し、遺失者を探すた
めに公告や関係機関等
への照会調査等を行
います。

※傘、衣類等は、公告
の日から2週間以内に
遺失者が判明しない場
合、売却又は処分され
る場合があります。